

## 【イギリス】2023年公共秩序法の制定

海外立法情報課長 芦田 淳

\* 2023年5月、一部の抗議活動で見られる過激な戦術の違法化等を行う法律が制定された。

### 1 法律の概要等

イギリスでは、2023年5月2日、2023年公共秩序法<sup>1</sup>（以下「2023年法」）が制定された。一部の（環境保護団体等の）抗議活動参加者が行う戦術の変化（戦術の内容については2参照）に法律を適応させることが制定の目的として挙げられている<sup>2</sup>。

2023年法は、全3部35か条附則1編から成り、その構成は次のとおりである。第1部「公共の秩序」は、「ロックオンに関する罪」（第1条、第2条）、「トンネル掘削に関する罪」（第3条～第5条）、「事業及びインフラに関わる罪」（第6条～第8条）、「妊娠中絶サービスへのアクセス又は提供に対する妨害」（第9条）、「中止及び捜索の権限」（第10条～第14条）、「行進、集会及び単独での抗議活動」（第15条、第16条）、「ジャーナリスト等に関する警察権の行使」（第17条）、「主務大臣による訴訟手続」（第18条、第19条）となっている。第2部「重大混乱予防命令（Serious Disruption Prevention Order）」は、「有罪判決に基づく重大混乱予防命令」（第20条）、「申請に基づく重大混乱予防命令」（第21条）、「重大混乱予防命令に係る諸規定」（第22条～第26条）、「犯罪」（第27条）、「重大混乱予防命令の変更、更新又は解除」（第28条）、「不服申立て」（第29条）、「一般規定」（第30条～第33条）となっている。第3部は、用語の定義のほか、2023年法の適用範囲<sup>3</sup>及び施行期日を定めている。施行期日については、一部の規定（計4か条）は制定と同日又は制定日から2か月後であり、残りの規定は主務大臣の定める規則<sup>4</sup>に委ねられる（第35条）。

### 2 2023年法の主な規定

#### (1) 犯罪類型の新設

2023年法は、以下に述べるとおり、ロックオン又はトンネル掘削による妨害、主要な輸送事業の妨害、重要な国家インフラの利用等に対する妨害を新たに犯罪とした。

##### (i) ロックオンに関する罪

「ロックオン」とは、活動家等が線路や建造物とその体をつなぐ、又は相互の体をつなぐことにより抗議活動を行うことを指す<sup>5</sup>。ロックオンが犯罪となる要件は、人が①自らを他者、物又

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年10月10日である。

<sup>1</sup> Public Order Act 2023 c.15. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/15/contents>>

<sup>2</sup> “Public Order Act 2023: Explanatory Notes,” p.4. Legislation.gov.uk website <[https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/15/pdfs/ukpgaen\\_20230015\\_en.pdf](https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/15/pdfs/ukpgaen_20230015_en.pdf)> なお、この説明資料は、以下の記述を行うに当たっても参照した。

<sup>3</sup> 2023年法の適用範囲は、原則としてイングランド及びウェールズのみである（第35条）。

<sup>4</sup> 6か条の施行日を2023年5月3日とする規則、及び5か条の施行日を同年7月2日とする規則が制定されている。

The Public Order Act 2023 (Commencement No.1) Regulations 2023 No.502 (C.26) <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2023/502/signature/made>>; The Public Order Act 2023 (Commencement No.1) (England and Wales) Regulations 2023 No.733 (C.38) <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2023/733/regulation/2/made>>

<sup>5</sup> マーク・サリー「英国における国内過激派の活動概要」『警察政策研究』第15号、2011、pp.23-26 <<https://www.npa.go.jp/keidai/resources/kikan/seisaku/15.pdf>> には、いくつかの具体的な事例が紹介されている。

は地面とつなげた、②他者を別の他者、物又は地面とつなげた、③物を他の物又は地面とつなげた場合であって、その行為が、住居以外の場所において、複数の個人又は組織に重大な混乱を引き起こすか、又は引き起こす可能性があり、行為者がそのような結果をもたらすことを意図しているか、又はそのような結果をもたらすか否かについて無思慮である<sup>6</sup>こと（下線は筆者）とされている（第1条。以下、括弧内の条名は2023年法のもの）。違反した場合には、最大で6か月の拘禁刑若しくは上限のない罰金、又はその両者が科される（同条）。ロックオン罪の実行の過程で、又は実行に関連して、使用される可能性のある物（接着剤、南京錠等）を、住居以外の場所で所持している場合も犯罪となる（ロックオン準備罪）（第2条）。

#### （ii）トンネル掘削に関する罪

①人が（開発対象の土地等に）トンネルを掘削し、又は掘削に関与し、トンネルの掘削又は存在が、(i)で下線を付したような状況をもたらす場合、②人がトンネル内に存在し、その存在が当該状況をもたらす場合も犯罪となる（第3条、第4条）。ただし、土地の所有者等によって掘削が許可されている場合を除く（同条）。違反した場合の罰則は、ロックオン罪に比べ、拘禁刑の上限が最大で3年と長くなっている（同条）。このほか、ロックオンの場合と同様、トンネル掘削準備罪も設けられている（第5条）。

#### （iii）主要な輸送事業の妨害に関わる罪

①事業者等の行う、（ア）主要な輸送事業<sup>7</sup>の路線の設定、（イ）主要な輸送事業の構築又は維持、（ウ）主要な輸送事業の構築又は維持を容易にする目的等で合理的に必要な措置、のいずれかを妨害すること、②主要な輸送事業の構築又は維持に関連する機械であって、事業者等の所有するものについて妨害する、移動させる又は撤去することは犯罪となる（第6条）。違反した場合の罰則は、ロックオン罪と同様である（同条）。

#### （iv）重要な国家インフラの利用又は運用に対する妨害に関わる罪

重要な国家インフラ<sup>8</sup>の利用又は運用に対する妨害（当該インフラの利用等を著しく遅延させることを含む。）を行う者が、利用等の妨害を意図しているか、又はそのような効果をもたらすか否かについて無思慮である場合に、その行為は犯罪となる（第7条）。違反した場合には、最大で12か月の拘禁刑若しくは上限のない罰金、又はその両者が科される（同条）。

#### （2）ジャーナリストに対する保護措置

警察は、抗議活動の観察若しくは報道、又は抗議活動に関する警察権限の行使の観察若しくは報道を妨げることをのみを目的として、その権限を行使することはできない（第17条）。

#### （3）重大混乱予防命令

重大混乱予防命令は、裁判所が、18歳以上で、かつ、抗議活動に関連した罪で有罪判決を受けた者等に対し、混乱を引き起こす可能性のある抗議活動を行うことを防ぐ目的で、条件や制限（外出場所や時間の制限等）を課すことを可能にするものである（第20条、第21条）。

<sup>6</sup> 原語は「reckless」。故意には至らないが、通常の過失よりも非難性は大きく、我が国の未必の故意及び認識ある過失を独立のカテゴリとしたものに当たる。田中英夫 [ほか] 編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.702。

<sup>7</sup> 法律により認可された輸送インフラに関する事業や、2008年計画法（Planning Act 2008 c.29。<<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2008/29/contents>>）第114条に基づく命令により開発許可を受けた輸送事業を指す（第6条）。当該命令は、空港建設、空港拡張、主要道路計画等、国家的に重要なインフラ整備計画を対象としている。

<sup>8</sup> 国家インフラとは、道路輸送インフラ、鉄道インフラ、航空輸送インフラ、港湾インフラ、石油下流インフラ、ガス下流インフラ、陸上石油・ガス探査・生産インフラ、陸上発電インフラ、新聞印刷インフラを指す（第7条）。石油下流インフラとは、石油の精製等の処理、（小売業者以外の）貯蔵、輸送のためのインフラを指し、ガス下流インフラとは、ガスの処理、（小売業者以外の）貯蔵、液体ガスの輸出入、輸送のためのインフラを指す（第8条）。